二　核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	1　燃料取扱装置の動力源喪失時における燃料体保持機能検査 2　使用済燃料貯蔵槽冷却浄化系の作動検査
三　原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）	1　実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号。以下「技術基準規則」という。）第二条第二項に規定するクラス１機器（原子炉冷却系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、クラス２機器（原子炉冷却系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、重大事故等クラス１機器（原子炉冷却系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、重大事故等クラス２機器（原子炉冷却系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）及びそれらの支持構造物の非破壊検査並びにクラス１機器、クラス２機器、重大事故等クラス１機器及び重大事故等クラス２機器の漏えい検査 2　主蒸気安全弁及び主蒸気逃がし安全弁の非破壊検査、漏えい検査及び作動検査 3　主蒸気隔離弁の漏えい検査及び作動検査 4　非常用炉心冷却系その他原子炉注水系のポンプ及び主要弁の非破壊検査並びに非常用炉心冷却系その他原子炉注水系の作動検査 5　非常用復水器系の作動検査 6　原子炉隔離時冷却系ポンプ及び主要弁の非破壊検査（改良型沸騰水型軽水炉に係るものに限る。）並びに原子炉隔離時冷却系の作動検査 7　原子炉補機冷却系の作動検査 8　最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備の作動検査